

令和6年第2回(臨時)  
須恵町議会会議録

令和6年8月1日

議会事務局

# 目 次

第 1 号 ( 8 月 1 日 )

議 事 日 程	1
本日の会議に付した事件	1
出 席 議 員	1
欠 席 議 員	1
議会事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	2
開会・開議宣言	3
会期の決定について	3
会議録署名議員の指名について	4
議案第 36号	4
議案第 37号	4
報告第 6号	5
報告第 7号	6
休憩 (委員会審査)	
議案第 36号	8
議案第 37号	8
閉 会	9

---

令和6年 第2回(臨時)須恵町議会会議録(第1日)

令和6年8月1日(木曜日)

---

議事日程(第1号)

令和6年8月1日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について  
日程第 2 会議録署名議員の指名について  
日程第 3 議案第36号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 4 議案第37号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第2号)  
日程第 5 報告第 6号 和解及び損害賠償を決定することの専決処分について  
日程第 6 報告第 7号 和解及び損害賠償を決定することの専決処分について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について  
日程第 2 会議録署名議員の指名について  
日程第 3 議案第36号 須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 4 議案第37号 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第2号)  
日程第 5 報告第 6号 和解及び損害賠償を決定することの専決処分について  
日程第 6 報告第 7号 和解及び損害賠償を決定することの専決処分について
- 

出席議員(13名)

1番	平山 諭	2番	川原 幸治
3番	白水 春夫	5番	男澤 一夫
6番	稲永 辰己	7番	川口 満浩
8番	百田 輝子	9番	三角 栄重
10番	猪谷 繁幸	11番	今村 桂子
12番	三上 政義	13番	田ノ上 真
14番	松山 力弥		

---

欠席議員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	吉 開 英
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	欠 席	総 務 課 長	諸 石 豊
公園緑地課長	世 利 昌 信	こども家庭課	吉 川 聡 士
地域振興課長	平 山 幸 治	都 市 整 備 課	中 牟 田 健
福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 長	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	学 校 教 育 課 長	欠 席
健康増進課長	舩 本 直 明	ふるさと応援課長	船 井 弘 喜
まちづくり課長	櫻 木 美 奈 子	税 務 課 長	安 河 内 高 利
子育て支援課長	稲 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦
上下水道課事業課長	岩 崎 勝	上 下 水 道 課 管 理 課 長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総 務 課 課 長 補 佐	石 津 伸 篤
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。毎日暑い日が続いていますけども、熱中症にならないように皆さん健康維持よろしく願いいたします。

また、この前、日曜日でございますけども、郡民スポーツ大会がありまして、成績はともあれ各役場の職員さんにおかれましては、各競技の運営に携わっていただいております。

また、議員の皆様におかれましては、各町を回っていただきまして応援いただきありがとうございます。

ただ、一つだけ、須恵町から1人だけ軽症でございましたけども、熱中症で救急車で運ばれました。だから常に、この夏は熱中症に気をつけていただきたいと思います。

また、コロナが、非常にまたはやっておりますので、これも重ねて議員の方には注意していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから令和6年第2回須恵町議会臨時会を開会します。

ここで欠席の届けがっております。猪股教育長及び吉本学校教育課長より欠席の届けがっておりますので御報告いたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、今村桂子君。

○議会運営委員長（今村 桂子） おはようございます。

令和6年第2回臨時会議会運営委員会の協議結果を報告します。

本日、午前9時から議会運営委員会を開催いたしました。

今回、提出された議案は、条例改正1件、一般会計補正予算1件、報告2件、計4件です。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会及び予算審査特別委員会となっております。

提案理由の説明後、各委員会において審査を行い、終了後、本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

なお、会期は本日1日限りとしております。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

---

### 日程第1. 会期の決定について

○議長（松山 力弥） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第2回臨時会の会期を、本日1日限りとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、第2回臨時会の会期を本日1日限りとすることに決定しました。

---

## 日程第2. 会議録署名議員の指名

○議長（松山 力弥） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、10番議員、11番議員を指名します。

---

## 日程第3. 議案第36号

○議長（松山 力弥） 日程第3、議案第36号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案第36号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり提出するものでございます。

今回の改正は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、設置する機関に該当する須恵町老人ホーム入所等判定委員会を追加するものでございます。

附則で、この条例は公布から施行するとしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第36号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号を総務建設産業委員会に付託します。

---

## 日程第4. 議案第37号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第37号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第37号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、一般会計補正予算を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,056万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ134億109万4,000円とする。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの「第1表 歳入歳出予算補正」によるとしています。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。

14款2項国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で8,056万5,000円の増額補正です。

次に、3ページお願いします。歳出でございます。

2款2項徴税費は、定額減税補足給付金事業で歳入と同額の8,056万5,000円の増額補正です。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第37号を議長除く12人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号を予算審査特別委員会に付託します。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長については調整ができておりますので、御報告します。委員長に田ノ上真君、副委員長に今村桂子君であります。

---

## 日程第5. 報告第6号

○議長（松山 力弥） 日程第5、報告第6号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 報告第6号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてでございます。

和解及び損害賠償額を決定することについて、町長の専決処分に関する条例第1号及び第4号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

議案書の2ページをお願いします。

佐谷浄水場に勤務する会計年度任用職員が、令和6年6月20日15時頃、浄水場敷地内の草刈り作業中、飛石により相手方が所有する自家用車の助手席側窓ガラスを破損させた事故につきまして、和解及び損害賠償額を定めたものでございます。

損害賠償の額は4万2,394円で、和解の内容、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

本件事故は、浄水場の管理業務のために行った草刈りに起因する飛石が原因により発生したものでございます。

本件は、町施設の管理業務中に発生したものであり、復旧費用の全てを町が賠償する事案であります。飛石による事故は基本的に加害者側の責任であることから、過失割合は須恵町が10割となります。そのため、復旧のための修繕費の全額について町の保険を適用する方針で決定をいたしました。

この事故に伴います解決金は、自家用車の助手席側窓ガラスの復旧費用4万2,394円の全額を賠償額といたしました。相手方との協議が整いましたことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため専決処分をしたものでございます。

賠償金につきましては、須恵町が加入する総合賠償保険にて全額賠償をしております。

今後におきましては、このような事故がないよう再発防止に努めてまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みとします。

---

## 日程第6. 報告第7号

○議長（松山 力弥） 日程第6、報告第7号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 報告第7号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてでございます。

和解及び損害賠償額を決定することについて、町長の専決処分に関する条例第1号及び第4号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

議案書の2ページをお願いいたします。

相手方が、令和6年7月2日午前9時30分頃、町道城山・新原線を自家用車で走行中、T字

路を左折した際に幅45センチ、深さ10センチほどの道路舗装の破損による陥没箇所があり、当該陥没箇所を走行して左前輪タイヤがパンクした事故につきまして、和解及び損害賠償額を定めたものでございます。

損害賠償の額は9,730円で、和解の内容、損害賠償の相手方は、議案書記載のとおりでございます。

本件事故は、日頃の町内の道路不良箇所の確認不足による陥没箇所の見落としにより発生したものでございます。

本件は、町の管理不足が原因であり、また事故当時は大雨で視界が不良であったことや通勤時間での通行量が多く陥没箇所を避けることができなかつたことなどにより、これらの状況を加味して修理費用の7割について、町の保険を適用する方針で決定をいたしました。

この事故に伴います解決金は、自家用車の左前輪タイヤのパンクに係る修理費用1万3,900円のうち7割の9,730円を賠償額といたしました。相手方との協議が整いましたことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため専決処分をしたものでございます。

賠償金につきましては、須恵町が加入する総合賠償保険にて賠償をしております。

今後におきましては、このような事故がないよう道路管理の徹底をいたしまして、再発防止に努めてまいります。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みといたします。

ここで予算審査特別委員会及び総務建設産業委員会の審査のため、暫時休憩に入りたいと思います。再開を各委員会の審査が終わり次第とします。

暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

-----  
午前10時58分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。付議されました議案については、休憩後、日程を通過することになっておりますので、送信しております議事日程のとおり追加し議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、日程を追加し議題とします。

## 日程第7. 議案第36号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第36号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第36号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

提案理由として、須恵町附属機関に須恵町老人ホーム入所等判定委員会を追加するため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

今回設置します須恵町——失礼しました。須恵町老人ホーム入所判定委員会は、法に基づき、医療、介護、福祉の専門職で構成する老人ホームの適正入所判定等を行うために設置する委員会であり、地方自治法に定める附属機関としての位置づけが必要となりますので、条例に追加するものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとしております。

質疑といたしまして、緊急保護の内容についてという形で質疑が行われ、緊急での措置が必要となった場合、医療福祉施設関係者等7名で構成される審議会の判定により決定が行われます。

2つ目として、老人ホームの費用の支払いについての質疑に対しましては、交付税として町に戻ってくるとの答弁でした。

以上、審査の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第36号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第36号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第36号須恵町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第8. 議案第37号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第37号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） 議案第37号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第

2号)について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,056万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億109万4,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

以上、当委員会慎重審査し採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長(松山 力弥) 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第37号について討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第37号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第37号は、委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長(松山 力弥) 起立全員であります。よって、議案第37号令和6年度須恵町一般会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(松山 力弥) 御異議なしと認めます。よって誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

---

○議長(松山 力弥) 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議終了後、11時15分より全員協議会を特別会議室で開催しますので御集合を願います。会議を閉じます。

令和6年第2回須恵町臨時会を閉会します。

午前11時06分閉会

---

## 会議録署名

事務局長をして会議の経過を記載せしめ、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 山 力 弥

署名議員 10 番 猪 谷 繁 幸

署名議員 11 番 今 村 桂 子